

亶理町地域防災計画(修正案)

【主な修正事項について】

令和2年2月4日

目 次

◆主な修正事項	1
1. 近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正の反映	2
○ 一覧	2
1. 基本方針	4
2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保	6
(1) 避難勧告等の発令体制の強化	6
(2) 洪水・土砂災害等に関する情報提供の強化	17
(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の確保	23
(4) 要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援	26
3. 被災者保護対策の改善	29
4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化	34
5. 地域（コミュニティ）の防災活動の推進	39
6. 災害復旧・復興への備えの強化	41
(1) 早期の生活再建に向けた取組みの強化	41
(2) 災害廃棄物処理体制の強化	42
7. その他	45
(1) 原子力災害対策	45
2. 本町の施策の進捗や状況を踏まえた修正	46
3. 関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正	53

◆ 主な修正事項

1. 近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正の反映

- 近年の自然災害の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正及び宮城県地域防災計画の修正を踏まえて必要な修正を行った。
- 防災基本計画等の修正に伴う修正は、次の7つの項目で整理している。

1. 基本方針
2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
3. 被災者保護対策の改善
4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化
5. 地域（コミュニティ）の防災活動の推進
6. 災害復旧・復興への備えの強化
7. その他

- 防災基本計画の修正に対応して、用語の修正も行っている。
（要配慮者、避難行動要支援者など）

2. 本町の施策の進捗や状況を踏まえた修正

- 本町の施策の進捗や本町に係る状況の変化を踏まえて必要な修正を行った。
 - 町役場の庁舎移転に伴う防災拠点施設の整備等をはじめ、本町のさまざまな施策の進捗に伴う修正
 - 町の概況をはじめとする社会経済の変化を踏まえた修正

3. 関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正

- 各機関の組織や処理すべき事務又は業務の大綱等については、県計画の記載に即して修正を行った。
- 町の組織変更等に伴い、災害対策本部等の防災活動体制に必要な修正を行った。
- 第3章の災害応急対策は、災害対策本部体制で活動することが多いため、各編第3章については、主な実施担当等の記載は、災対部名（主な担当課名）の表記とした。（例）災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課）など

1. 近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正の反映

巨理町地域防災計画の修正（平成26年2月）以降の、防災関連法令及び防災基本計画等の修正等に伴った主な修正点は下記の通りである。

1. 基本方針	地震	津波	風水	頁
①災害の各段階における施策の基本方向 ・防災基本計画に合わせて記載内容を【修正】	○	○	○	4
2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保	地震	津波	風水	頁
(1) 避難勧告等の発令体制の強化				
①情報の的確な伝達のために避難指示等の名称変更 ・避難情報の名称変更と定義の明確化に対応して【記載充実】	○	○	○	6
②避難準備・高齢者等避難開始の活用 ・避難準備・高齢者等避難開始の新設に対応して【新規追加】			○	6
③5段階の警戒レベルに対応させた避難勧告等の発令 ・警戒レベルの設定に伴い、それに対応させた避難勧告等の考え方等を【新規追加】			○	6
④津波に対する避難指示の発令基準等の改正 ・ガイドライン改定に伴い津波の避難指示発令基準の【全面修正】		○		9
⑤避難勧告等発令時の安全確保措置 ・避難時の屋内安全確保が明記されたことに対応して【一部追加】	○		○	11
⑥避難勧告等に際して国・県の市町村への助言 ・避難勧告等に際しての国等の助言の明記に対応して【一部追加】			○	12
⑦「避難の原則」等の記載 ・防災基本計画を踏まえて「避難の原則」等を【追加】	○	○	○	13
⑧災害の種別に応じた指定緊急避難場所への避難 ・指定緊急避難場所が明記されたことに対応して【表記を適正化】	○	○	○	14
⑨避難勧告等の発令基準を満たした場合は躊躇なく発令 ・躊躇なき避難勧告等の発令が明記されたことを受け【一部追加】			○	16
(2) 洪水・土砂災害等に関する情報提供の強化				
①警戒レベルに対応させた洪水・土砂災害に関する情報提供の充実 ・洪水・土砂災害等に関する情報提供に警戒レベルを【新規追加】			○	17
②土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表 ・基礎調査結果の公表の明記と町の対応について【一部追加】			○	19
③土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の的確な発令 ・土砂災害に対する避難勧告等発令の考え方明記を受け【追加】			○	20
④洪水浸水想定区域の指定等 ・洪水浸水想定区域の指定等について【追加】			○	22
(3) 指定緊急避難場所と指定避難所等の確保				
①指定緊急避難場所の指定 ・指定緊急避難場所の制度化を受け【一部追加】	○	○	○	23
②指定避難所の指定 ・指定避難所の制度化を受け指定基準等の【一部追加・記載充実】	○	○	○	24
(4) 要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援				
①洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保 ・洪水浸水想定区域、避難確保計画の規定新設に対応して【追加】			○	26

3. 被災者保護対策の改善	地震	津波	風水	頁
①避難所における生活環境の整備等 ・避難所の生活環境整備の明記を受けて【一部追加・記載充実】	○	○	○	28
②避難所における愛玩動物の対策 ・防災基本計画の記載を受け飼育管理について【一部追加】	○	○	○	30
③安否情報の提供 ・安否情報回答の法的根拠と配慮事項の明記を受けて【一部追加】	○	○	○	31

4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化	地震	津波	風水	頁
①県の広域防災拠点・圏域防災拠点との連携 ・県の広域防災拠点等の位置づけを受けて連携の旨【一部追加】	○	○	○	32
②災害現場での実働組織間の調整 ・合同調整所での連携の明記を受け必要な事項を【一部追加】	○	○	○	33
③巨理町業務継続計画（BCP）の策定 ・BCP策定を受けた検証と見直し・改善について【一部追加】	○	○	○	34
④躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時からの全庁を挙げた体制の構築 ・避難勧告等発令面から全庁的な体制づくりについて【一部追加】			○	35
⑤緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策 ・道路管理者等の法的権限追加を受け、その旨を【一部追加】	○	○	○	36

5. 地域（コミュニティ）の防災活動の推進	地震	津波	風水	頁
①地区防災計画 ・地区防災計画の概要等を【一部追加】	○	○	○	37
②企業等の役割の強化 ・企業等の事業継続上の取組み明確化を受け、関連事項を【一部追加】	○	○	○	38

6. 災害復旧・復興への備えの強化	地震	津波	風水	頁
(1) 早期の生活再建に向けた取組みの強化				
①罹災証明書の交付体制等の整備 ・罹災証明書の迅速な交付に向けた体制整備等について【一部追加】	○	○	○	39
(2) 災害廃棄物処理体制の強化				
②町災害廃棄物処理計画の策定 ・町計画の策定等の明記を受けて、その旨を【一部追加・記載充実】	○	○	○	40

7. その他	地震	津波	風水	頁
(1) 原子力災害対策				
①原子力災害発生時の広域避難の受入れ ・ガイドラインを受け、原子力災害発生時の避難受け入れを【追加】	○	○	○	43

1-1. 基本方針

防災基本計画の修正等を踏まえ、巨理町地域防災計画の方向について、次のような修正を行う。（修正箇所の一部について、新旧対照表を示す。）

①災害の各段階における施策の基本方向			
○防災基本計画において災害の各段階の基本理念と施策の概要が再整理されたことを踏まえ、防災基本計画の記載に即して必要な箇所を修正。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正 (H26. 1)		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	1章5節	1章5節	1章5節

■地震対策編 第1章

第5節 巨理町地域防災計画の方向 第4 施策の基本方向

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>第4 施策の基本方向</p> <p>1 災害予防対策</p> <p>災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限に食い止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、<u>土地区画整理事業などによる計画的な土地利用、建築物やライフライン施設の耐震化や不燃化等、災害に強い構造を持った町をつくりあげる。</u></p> <p><u>また、大規模地震の際に懸念される液状化対策を進める。</u></p> <p>災害が発生したときに迅速な対応が図られるよう、多方面からの応援部隊との連携体制を含めた防災体制を確立するとともに、多様な情報通信手段を確保する。</p> <p><u>また、日頃から住民や事業所等の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や防災訓練への参加を促進するとともに、町や防災関係機関等においても計画の周知及び各自の役割分担を明確にする。</u></p> <p><u>大規模な災害、あるいは災害が長期化した場合にも耐えられるよう、医療体制や備蓄体制等を整える。</u></p> <p>災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>災害が発生した際、情報を迅速かつ的確に把握、伝達するとともに、さまざまな状況に応じた柔軟な防災体制を整える。</p> <p>地域住民等の協力のもと、迅速な救助、避難活動に努めるとともに、被災者の不安をできる</p>	<p>第4 施策の基本方向</p> <p>1 災害予防対策</p> <p>災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限に食い止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、<u>主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強いまちづくり、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保策を講じる。</u></p> <p><u>住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、企業・事業所の防災意識の高揚、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。</u></p> <p><u>発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。</u></p> <p>災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p><u>(1) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p><u>(2) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合</u></p>

<p><u>だけ軽減できるような避難所生活・応急住宅生活を確保する。また、要配慮者への情報伝達、避難等へ十分配慮する。</u></p> <p><u>医療活動や避難生活が円滑に行われるよう、また、できるだけ早く通常の生活に戻れるよう、ライフライン施設の迅速な復旧を図るとともに、学校が避難所となった場合の対策も含め、児童生徒の学校生活の早期再開に努める。</u></p> <p><u>災害により、不幸にして家族や知人、あるいは住み慣れた家等を失ったショックや、災害そのものによるショック等を和らげられるよう、きめ細かな心のケアに努める。</u></p> <p><u>また、大量に発生する災害廃棄物の迅速な処理を図るため、広域処理体制を確立する。</u></p>	<p><u>的かつ効果的に行うための活動体制を確立する。</u></p> <p><u>(3) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急対策、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送等を行う。</u></p> <p><u>(6) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。</u></p> <p><u>(7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。</u></p> <p><u>(8) 被災状況に応じ、指定避難所の開設等を行う。</u></p> <p><u>(9) 指定避難所等で生活する被災者の心身の健康管理や心身機能の低下予防等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</u></p> <p><u>(10) 災害により生じた廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。</u></p> <p><u>(11) ボランティア、支援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。</u></p> <p><u>(12) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行う。</u></p>
<p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。</p> <p>善意で送られてきた義援金等を、有効に活用できるよう十分に検討する。</p> <p>4 防災事業の推進 (略)</p>	<p>3 災害復旧・復興対策</p> <p><u>被災の状況や被災地域の特性等を勘察し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。</u></p> <p>災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の生活再建<u>及び被災中小企業等の復興</u>を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。</p> <p>善意で送られてきた義援金等を、有効に活用できるよう十分に検討する。</p> <p>4 防災事業の推進 (略)</p>

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

1-2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

近年の災害で大きな課題となったのは、住民等への避難指示その他の情報の伝達と的確な避難の実施である。災害による新たな教訓等を受けた防災基本計画の修正等を反映して次のような修正を行う。

(1) 避難勧告等の発令体制の強化

①情報の的確な伝達のために避難指示等の名称変更			
○防災基本計画において、対象者に避難指示等の情報が的確に伝達できるように「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称の変更が行われ、避難指示等の性格が明確にされたことを受けて修正。あわせて避難指示等の性格を追記。 ※地震：避難指示（緊急）と避難勧告、津波：避難指示（緊急）のみ			
修正の要因となった災害	・平成28年台風第10号災害（H28.8）		
修正の根拠・理由等	・防災基本計画の修正（H29.4）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章12節 ※名称変更のみ	3章12節 ※名称変更のみ	3章14節

②避難準備・高齢者等避難開始の活用			
○災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備・高齢者等避難開始を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。 ・特に、夕方から翌日早朝にかけて災害発生の恐れがある場合は早めに発令。 ○土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始することを推奨。また、高潮災害を対象とした避難準備・高齢者等避難開始の発令の考え方が新設されたため、必要な箇所を修正。			
修正の要因となった災害	・広島土砂災害（H26.8）		
修正の根拠・理由等	・防災基本計画の修正（H27.7、H29.4）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	3章14節

③5段階の警戒レベルに対応させた避難勧告等の発令			
○改定された国の「避難勧告等に関するガイドライン」において、風水害の場合に、住民等がとるべき行動を明確にわかるよう伝達するため、5段階の警戒レベルが設定され、避難勧告等も警戒レベルに対応して位置づけられたことを踏まえ、必要事項を追加し、発令の考え方などの記載を充実。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」はレベル3、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」はレベル4、新たに設けられた「災害発生情報」はレベル5。 ・避難行動に時間を要する者はレベル3で避難、対象者すべてはレベル4の避難勧告で避難（避難指示（緊急）は発令されない場合もある）。 ・警報、注意報等の防災気象情報も警戒レベルに対応（後述）。			

修正の要因となった災害	・平成30年7月豪雨災害（岡山県、広島県、愛媛県等）		
修正の根拠・理由等	・避難勧告等に関するガイドラインの改定（H31.3）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	3章14節

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第3 避難の指示又は勧告

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 避難の指示等の基準</u> <u>避難の指示等の内容は次のとおりとする。</u> <u>(1) 避難</u> <u>イ 避難準備の呼びかけ</u> <u>警報等の発表又は災害が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。</u></p>	<p><u>1 避難の原則等</u> (別に記載)</p> <p><u>2 5段階の警戒レベルに対応させた避難勧告等の発令</u> <u>国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（平成31年3月）において、住民等がとるべき行動を明確にわかるよう伝達するため、5段階の警戒レベルが設定され、避難勧告等も警戒レベルに対応して位置づけられた。</u> <u>町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」、新たに設けられた「災害発生情報」を「避難勧告等」という。</u> <u>(表 警戒レベルと避難勧告等)</u></p> <p><u>3【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>町は、避難準備・高齢者等避難開始を発令して、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難行動を開始することを求めるとともに、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</u> <u>危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得るとい認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u> <u>(1) 土砂災害</u> <u>突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、特に土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に働きかける。</u> <u>(2) 高潮災害</u> <u>高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することを基本とする。</u> <u>(3) 夜間に備えた活用</u> <u>夜間において避難勧告等が発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。</u></p>

<p>ロ <u>避難指示又は勧告</u> <u>豪雨、暴風、火災、洪水、崖崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難による立ち退きを指示し、又は勧告する。</u></p> <p>(移動)</p> <p>3 <u>「勧告」と「指示」</u> <u>「勧告」とは、災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u> <u>「指示」とは、災害の危険が目の前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p>ハ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> <u>避難による立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>4 <u>【警戒レベル4】避難指示（緊急）又は避難勧告</u> <u>町長は、豪雨、暴風、火災、洪水、がけ崩れ、高潮等による災害の危険が切迫し、住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を発令する。</u></p> <p>(1) <u>避難指示（緊急）と避難勧告</u> <u>避難指示（緊急）と避難勧告はどちらも警戒レベル4に該当する。避難勧告は全員が避難する段階であり、立退き避難が必要な住民等全員が速やかに避難する必要がある。</u> <u>避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令する。避難指示（緊急）が発令された際には、災害が発生する恐れが極めて高い状況になっていることから、緊急に避難する必要がある。</u> <u>町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。</u></p> <p>(2)～(5) 略（(2)及び(3)は別に記載）</p> <p>5 <u>【警戒レベル5】災害発生情報</u> <u>町長は、災害の発生を把握した場合は、直ちに災害発生情報を発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動をとることを指示する。</u></p>
---	---

警戒レベル	住民等がとるべき行動	住民等に行動を促す情報	
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	町 が 発 令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	
警戒レベル3	・高齢者等は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	気 象 庁 が 発 表
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報	

④ 津波に対する避難指示の発令基準等の改正

○改定された国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を反映した津波災害の場合の避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正。

- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的に避難指示（緊急）のみを発令する。
- 避難指示（緊急）の発令対象地域については、大津波警報、津波警報、津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。

修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定 (H26.9、内閣府) 注) 上記のガイドラインはその後改定され、最新は「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)となっているが、津波に関しては基本的考え方は踏襲されている。		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	2章13節 3章12節	—

■津波対策編 第2章

第13節 津波監視体制・伝達体制の整備 第2 防災気象情報

現行 (H26年2月)	修正 (案)
第4 津波警報等、 <u>避難指示</u> 等の伝達体制の整備 1 県の対応 (略) 2 町の対応 (1) <u>避難指示</u> 等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 町は、津波警報等の内容に応じた <u>避難勧告、避難指示</u> 等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。	第4 津波警報等、 <u>避難指示(緊急)</u> 等の伝達体制の整備 1 県の対応 (略) 2 町の対応 (1) <u>避難指示(緊急)</u> 等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 町は、津波警報等の内容に応じた <u>避難指示(緊急)</u> 等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、 <u>「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)を踏まえるとともに</u> 、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 <u>津波の場合は、原則として、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は行わず、津波警報等の内容に対応した対象区域に避難指示(緊急)を発令するものとする。</u>

■津波対策編 第3章

第12節 避難活動 第3 避難指示（緊急）等

現行 (H26年2月)	修正 (案)
第3 避難の指示又は勧告 1 <u>避難の指示等の基準</u>	第3 <u>避難指示(緊急)等</u> 1 <u>避難指示(緊急)の発令</u>

<p><u>避難の指示等の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>避難</u></p> <p>イ <u>避難準備の呼びかけ</u> <u>警報等の発表又は災害が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。</u></p> <p>ロ <u>避難指示又は勧告</u> <u>地震、火災、洪水、崖崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難による立ち退きを指示し、又は勧告する。</u></p> <p>ハ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> <u>避難による立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u></p> <p>3 <u>「勧告」と「指示」</u> <u>避難指示等の発令基準は、次による。</u> <u>【対象者】</u> (表からの抜粋) <u>・避難指示：津波避難対象地域内にいる住民等</u> <u>・注意喚起：海岸付近（海浜、漁港）にいる住民等</u></p> <p>(新設)</p> <p>※遠地津波発生時は、発表された津波警報・注</p>	<p><u>町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示(緊急)等の発令を行う。</u></p> <p>(1) <u>津波は、30cm程度の高さであっても、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。</u></p> <p>(2) <u>避難指示(緊急)の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。</u> <u>津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう発令対象区域をあらかじめ設定しておく。</u></p> <p>(3) <u>強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、また、地震動(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示(緊急)を発令する。</u></p> <p>(4) <u>地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</u></p> <p>2 <u>避難指示(緊急)等の発令基準</u></p> <p>(1) <u>避難指示(緊急)の発令基準は次による。</u> <u>【発令対象区域】</u> (表からの抜粋) <u>避難指示(緊急)の発令対象区域は、津波警報等で発表される津波高に応じてあらかじめ設定する。</u> <u>基本的な区分は以下のとおり。</u> <u>・大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域</u> <u>・津波警報：高さ3mの津波によって浸水が想定される地域</u> <u>・津波注意報：海岸堤防等より海側の地域</u></p> <p>(2) <u>遠地地震の場合の勧告等の発令</u></p> <p>イ <u>遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。</u> <u>町は、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。</u></p>
---	---

<p><u>情報の区分に応じ、これに準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合にはそれを参考に、確実な避難に結びつくよう避難指示の発令時期を考慮する。</u></p>	<p>ロ 津波到達予想時刻を参考に、確実な避難に結びつくよう<u>避難指示（緊急）</u>の発令時期を考慮する。</p>
---	--

⑤ 避難勧告等発令時の安全確保措置			
<p>○避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所（緊急的な待避場所）への移動又は屋内での待避等を行うべきであることが明記されたことを受けて修正。 （屋内退避は既修正であるので、近隣の安全な場所への移動を追加。） ※津波災害では、屋内退避は行わない。</p>			
修正の要因となった災害	・ 関東・東北豪雨災害（H27.9）		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正（H28.5）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章12節	—	3章14節

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第5 避難の方法

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 伝達方法（略） 2 避難誘導の方法 （1）各地区の誘導（略） （2）<u>避難所</u>、避難路の安全確保 イ 避難の誘導にあたっては、<u>避難所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>避難所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。 ロ 夜間の避難において、安全確保に注意<u>させる</u>。 ハ 風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な<u>避難所</u>を<u>判断</u>する。 ニ 避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>1 伝達方法（略） 2 避難誘導の方法 （1）各地区の誘導（略） （2）<u>指定緊急避難場所</u>、避難路の安全確保 イ 避難の誘導にあたっては、<u>指定緊急避難場所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>指定緊急避難場所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。 ロ 夜間の避難において、安全確保に注意<u>を促す</u>。 ハ 風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な<u>指定緊急避難場所</u>を<u>選択</u>する。 ニ 避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。 <u>ホ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずる。</u></p>

注）地震対策編も同様である。

⑥ 避難勧告等に際して国・県の市町村への助言			
○災害対策基本法の改正により、市町村長の適時適切な避難勧告等の発令を支援するために国・県から市町村への助言を行う規定が整備されたことを踏まえて追加。			
修正の要因となった災害	・平成 28 年台風第 10 号災害 (H28. 8)		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正 (H25. 6) ・防災基本計画の修正 (H26. 1、H29. 4) ※避難勧告等の発令に関する国・県等の助言については、H26. 1 に新設され、H29. 4 では、県は時機を失することなく発令されるよう積極的に助言することが追加された。		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	3 章 14 節

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第3 避難の指示又は勧告

現行 (H26 年 2 月)	修正 (案)
<u>3 「勧告」と「指示」</u> (新設)	<u>3 避難指示 (緊急) 又は勧告</u> <u>(1) 避難指示 (緊急) と避難勧告等</u> <u>(2) 避難勧告等を行う場合の国・県の助言</u> <u>避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。</u> <u>そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u>

⑦「避難の原則」等の記載			
○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」において、避難に関する考え方があらためて整理されたことを踏まえ、「避難の原則」と「避難勧告等の対象とする避難行動」について新たに記載。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	・避難勧告等に関するガイドラインの改定（H29.1、内閣府） 注）上記のガイドラインは、H31.3に改定。		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章12節	3章12節	3章14節

■津波対策編 第3章

第12節 避難活動 第1 目的

現行（H26年2月）	修正（案）
（新設）	<p><u>1 避難の原則</u></p> <p><u>「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。</u></p> <p><u>2 避難指示（緊急）等の対象とする避難行動</u></p> <p><u>避難指示（緊急）等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</u></p> <p><u>(1) 指定緊急避難場所への立退き避難</u></p> <p><u>(2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難</u></p> <p><u>なお、津波の場合は、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ海から遠い場所・高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。</u></p>

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第3 避難の指示又は勧告

現行（H26年2月）	修正（案）
（新設）	<p><u>1 避難の原則等</u></p> <p><u>「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。</u></p> <p><u>避難勧告等は、次のような避難行動を対象とする。</u></p> <p><u>(1) 指定緊急避難場所への立退き避難</u></p> <p><u>(2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難</u></p> <p><u>(3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）</u></p>

注）地震対策編も同様である。

⑧ 災害の種別に応じた指定緊急避難場所への避難

○指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するよう、住民等への周知徹底に努めることが明記されたため、必要な箇所を修正。

修正の要因となった災害	・ 広島土砂災害（H26. 8）		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正（H27. 7）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章 21節 3章 12節	3章 12節	2章 16節 3章 14節

■地震対策編 第2章

第21節 避難対策 第3 指定緊急避難場所の確保

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(1) <u>避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p>	<p>(1) <u>指定緊急避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>指定緊急避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等を<u>災害種別に応じて</u>あらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p>

■地震対策編 第3章

第12節 避難活動 第5 避難の方法

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 伝達方法</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 各地区の誘導</p> <p>(2) <u>避難所</u>、避難路の安全確保</p> <p>イ 避難の誘導にあたっては、<u>避難所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>避難所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。</p> <p>ロ 夜間の避難においては、安全確保に注意<u>させる</u>。</p> <p>ハ 地震や水害等、災害の種類や状況により、適切な<u>避難所</u>を<u>判断</u>する。 (以下、略)</p>	<p>1 伝達方法</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 各地区の誘導</p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所</u>、避難路の安全確保</p> <p>イ 避難の誘導にあたっては、<u>指定緊急避難場所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>指定緊急避難場所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。</p> <p>ロ 夜間の避難においては、安全確保に注意<u>を促す</u>。</p> <p>ハ 地震や水害等、災害の種類や状況により、適切な<u>指定緊急避難場所</u>を<u>選択</u>する。 (以下、略)</p>

注) 津波対策編も同様であるが、「ホ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動の措置を講ずる。指定緊急避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、「近隣の安全な場所」へ避難誘導する。」とし、屋内安全確保は行わない旨を記載。

■風水害対策編 第2章

第16節 避難対策 第3 指定緊急避難場所の確保

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(1) <u>避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、災害から住民が一時避難するための場所について体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>また、万一<u>避難場所</u>が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>避難場所</u>を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p>	<p>(1) <u>指定緊急避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、災害から住民が一時避難するための場所について体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>指定緊急避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等を<u>災害種別に応じて</u>あらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。<u>なお、災害の想定等により必要な場合は、「大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定」等により、近隣市町間で指定緊急避難場所の相互利用と避難受け入れを行うものとする。</u></p> <p>また、万一<u>指定緊急避難場所</u>が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>指定緊急避難場所</u>を目指す必要が生じること<u>や、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があること</u>についても、周知徹底に努める。</p>

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第5 避難の方法

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 伝達方法</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 各地区の誘導</p> <p>(2) <u>避難所</u>、避難路の安全確保</p> <p>イ 避難の誘導にあたっては、<u>避難所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>避難所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。</p> <p>ロ 夜間の避難においては、安全確保に注意<u>させる</u>。</p> <p>ハ 風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な<u>避難所</u>を<u>判断</u>する。</p>	<p>1 伝達方法</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 各地区の誘導</p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所</u>、避難路の安全確保</p> <p>イ 避難の誘導にあたっては、<u>指定緊急避難場所</u>の安全確保確認を行うとともに、<u>指定緊急避難場所</u>までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。</p> <p>ロ 夜間の避難においては、安全確保に注意<u>を促す</u>。</p> <p>ハ 風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な<u>指定緊急避難場所</u>を<u>選択</u>する。</p>

⑨ 避難勧告等の発令基準を満たした場合は躊躇なく発令			
○避難準備・高齢者等避難開始の発令段階から避難場所を開放し始め、避難勧告発令までに開放を完了させることが推奨されるとともに、避難勧告等の発令基準を満たした場合、指定緊急避難場所の開放を終えていなくとも避難勧告を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。			
修正の要因となった災害	・ 広島土砂災害 (H26. 8)		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正 (H27. 7)		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	3章14節

■風水害対策編 第3章

第14節 避難活動 第3 避難の指示又は勧告

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p><u>ロ</u> 避難指示又は勧告</p> <p>豪雨、暴風、火災、洪水、<u>崖崩れ</u>等による災害の危険が切迫し、<u>緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難による立ち退きを指示し、又は勧告する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>4 【警戒レベル4】避難指示 (緊急) 又は避難勧告</u></p> <p><u>町長は、豪雨、暴風、火災、洪水、<u>がけ崩れ、高潮</u>等による災害の危険が切迫し、<u>住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を発令する。</u></u></p> <p><u>(1)、(2) 略</u></p> <p><u>(3) 躊躇なく避難勧告等を発令</u></p> <p><u>町長は、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。</u></p> <p><u>また、指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。</u></p>

(2) 洪水・土砂災害等に関する情報提供の強化

① 警戒レベルに対応させた洪水・土砂災害に関する情報提供の充実			
<p>○気象庁等は、避難勧告等の発令基準に活用する大雨、洪水、高潮の警報等の防災気象情報について警戒レベルとの関係が明確になるように発表することを受けて、その旨を追記するとともに記載を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベルと防災気象情報等の関係や警戒レベルと住民がとるべき行動を表形式で追加。 ・洪水予報（阿武隈川）について警戒レベルを追加し、記載充実。 			
修正の要因となった災害	・平成30年7月豪雨災害（岡山県、広島県、愛媛県等）		
修正の根拠・理由等	・避難勧告等に関するガイドラインの改定（H31.3、内閣府）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	3章1節

■風水害対策編 第3章

第1節 防災気象情報の伝達 第2 防災気象情報

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第2 防災気象情報</p> <p>仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（<u>緊急地震速報・大津波警報、津波警報、津波注意報を除く。</u>）及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、各防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するために伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるように努める。</p> <p>（略）</p> <p>1 防災気象情報 （略）</p>	<p>第2 防災気象情報</p> <p><u>気象庁及び</u>仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、各防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、<u>防災気象情報を防災機関等に</u>伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるように努める。</p> <p><u>気象庁等は、避難勧告等の発令基準に活用する大雨、洪水、高潮の警報等の防災気象情報について警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、防災気象情報を提供する際は参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。</u></p> <p><u>また、消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町等へ伝達する。</u></p> <p>（略）</p> <p>1 防災気象情報 （略） <u>（表 警戒レベルと防災気象情報等・避難勧告等）</u> <u>（表 警戒レベルと住民がとるべき行動）</u></p>

警戒レベルと防災気象情報等・避難勧告等

<u>警戒レベル</u>	<u>防災気象情報等の情報</u>			<u>町の対応(避難勧告等)</u>
	<u>警報・注意報等</u>	<u>警報の危険度分布 ※1</u>	<u>洪水予報</u>	
<u>警戒レベル5</u>	<u>・大雨特別警報</u>		<u>・氾濫発生情報</u>	<u>・災害発生情報</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>・土砂災害警戒情報</u> <u>・高潮警報※2</u> <u>・高潮特別警報</u>	<u>・極めて危険</u> <u>・非常に危険</u>	<u>・氾濫危険情報</u>	<u>・避難指示(緊急)</u> <u>(避難指示(緊急)は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令)</u> <u>・避難勧告</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>・洪水警報</u> <u>・大雨警報※3</u> <u>・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報</u>	<u>・警戒(警報級)</u>	<u>・氾濫警戒情報</u>	<u>・避難準備・高齢者等避難開始</u>
<u>警戒レベル2</u>	<u>・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報</u> <u>・洪水注意報</u> <u>・大雨注意報</u> <u>・高潮注意報</u>	<u>・注意(注意報級)</u>	<u>・氾濫注意情報</u>	
<u>警戒レベル1</u>	<u>・早期注意情報(警報級の可能性)</u>			

注) ※1: 警報の危険度分布には、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布がある。

※2: 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当する。

※3: 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当する。

警戒レベルと住民がとるべき行動

<u>警戒レベル</u>	<u>住民等がとるべき行動</u>
<u>警戒レベル5</u>	<u>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> <u>・指定緊急避難場所等への移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所やその時点で居る建物内のより安全な部屋等へ避難する。</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>・避難に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児等とその支援者は立退き避難する。</u> <u>・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u> <u>・特に、土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いに居住する人は準備が整い次第避難する。</u>
<u>警戒レベル2</u>	<u>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>
<u>警戒レベル1</u>	<u>・災害への心構えを高める。</u>

出典: 「避難勧告等に関するガイドライン(平成30年度)」、警戒レベル設定の広報をもとに作成。

② 土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表			
○「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の一部改正が行われ、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に基礎調査の結果を公表することを義務付けしたことを踏まえて必要な箇所を修正。			
修正の要因となった災害	・ 広島土砂災害（H26. 8）		
修正の根拠・理由等	・ 土砂災害防止法の改正（H27. 5） ・ 防災基本計画の修正（H27. 7）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	2章1節

■風水害対策編 第2章

第1節 風水害に強いまちづくり 第3 土砂災害予防対策

現行（H26年2月）	修正（案）
2 災害予防対策 （新設）	2 災害予防対策 <u>(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握</u> <u>県は、土砂災害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。また、県は土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。</u> <u>町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、土砂災害の発生する恐れのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、求められる住民の避難行動とあわせて、周辺住民に周知徹底を図り、円滑な避難が行われるよう努める。</u>

③ 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の的確な発令			
○防災基本計画において、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準の設定、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用いた適切な範囲に絞りこんだ発令等記載の充実が図られたことを受けて、関連する記載を追加・充実。			
修正の要因となった災害	・ 広島土砂災害 (H26. 8)		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正 (H27. 7)		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	2章16節 3章1節・6節

■風水害対策編 第3章

第1節 防災気象情報の伝達 第2 防災気象情報

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>2 仙台管区気象台が宮城県と共同して発表する土砂災害警戒情報</p> <p><u>大雨警報を解説する気象情報の一つとして、県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>町は、<u>防災活動や住民への避難勧告等の判断基準の一つとして活用する。</u></p>	<p>2 <u>宮城県と</u>仙台管区気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、<u>県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として発表される。</u></p> <p>町は、<u>土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とし、そのための具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、発令範囲をあらかじめ設定する。</u></p> <p><u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>

■風水害対策編 第3章

第6節 警戒活動 第4 土砂災害警戒活動

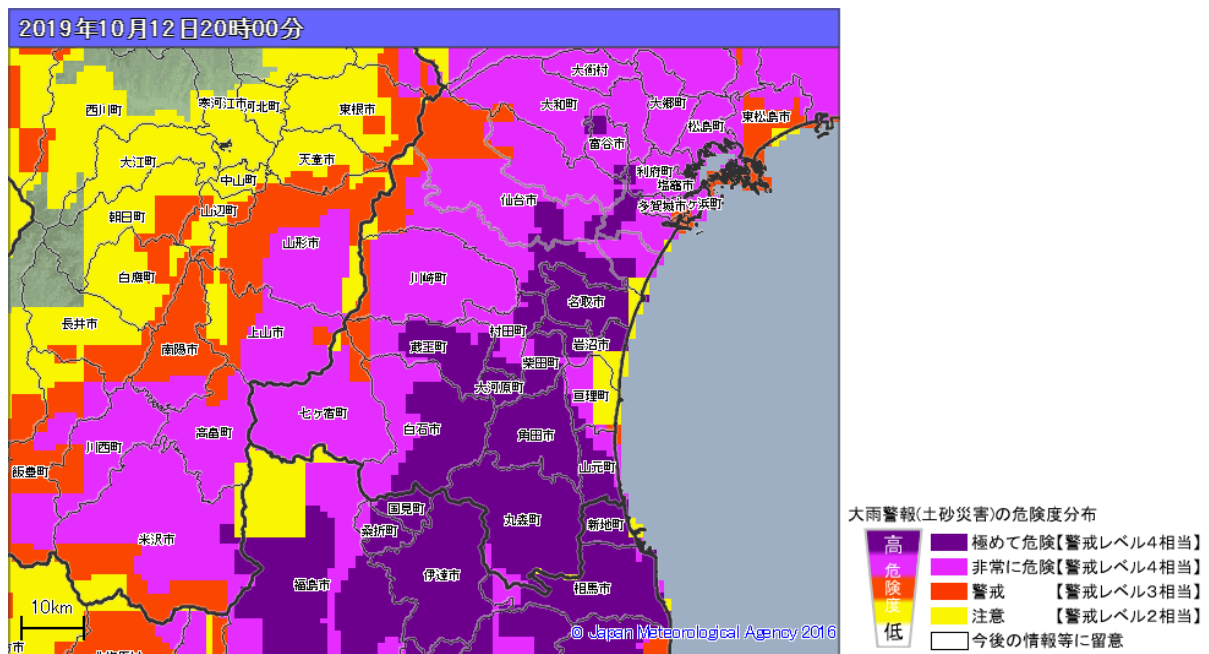
現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のある場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所<u>周辺</u>の警戒活動を行うとともに、<u>危険と判断される場合</u>、住民に対し、避難勧告等のための必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>町は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のある場合には、<u>町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。</u></p>

1 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令することを基本とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告を発令する。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示（緊急）を発令する。

2 町は、土砂災害に係る避難勧告等については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

【参考】大雨警報（土砂災害）の危険度分布 — 令和元年台風第19号時の図



出典：気象庁防災情報 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

④ 洪水浸水想定区域の指定等			
○国は、洪水予報河川（本町では、阿武隈川）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表することとされたことを受けて、その旨を追加。			
修正の要因となった災害	・ 近年、洪水・内水・高潮による浸水被害が多発		
修正の根拠・理由等	・ 水防法等の改正（H27.5） ・ 防災基本計画の修正（H28.2）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	2章1節

■風水害対策編 第2章

第1節 風水害に強いまちづくり 第1 水害予防対策

現行（H26年2月）	修正（案）
1 現況等 2 水害予防体制 3 水防施設、資機材の整備 4 住宅等建設に対する注意（新設）	1 現況等 2 水害予防体制 3 水防施設、資機材の整備 4 住宅等建設に対する注意 5 <u>洪水浸水想定区域の指定等</u> <u>(1) 洪水浸水想定区域の指定</u> <u>国（東北地方整備局）は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川、本町においては阿武隈川）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u> (2) 略（P26 ①洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保 に記載） <u>(3) 住民等への周知</u> <u>町は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じるものとする。</u>

注) 洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)については、本町に該当する河川はないため、記載していない。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所等の確保

① 指定緊急避難場所の指定			
<p>○災害対策基本法の改正により、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正。（現行町計画でも避難場所と避難所の区分はある。）</p> <p>○必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設置できることとなったことを受けて、その旨を追加。</p>			
修正の要因となった災害	・ 東日本大震災（H23. 3）		
修正の根拠・理由等	・ 災害対策基本法の改正（H25. 6） ・ 防災基本計画の修正（H26. 1、H28. 5）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章 21節	2章 21節	2章 16節

■津波対策編 第2章

第2 1節 避難対策 第4 指定緊急避難場所の確保

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(1) <u>避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>また、万一<u>避難場所</u>が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>避難場所</u>を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 津波避難丘等の<u>整備</u></p> <p>町は、<u>避難場所</u>へたどり着けない場合を想定して、津波避難丘等を<u>整備する</u>。</p>	<p>(1) <u>指定緊急避難場所</u>の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される<u>指定緊急避難場所</u>として、必要な数、規模の施設等を<u>災害種別に応じて</u>あらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p><u>指定緊急避難場所の指定に当たっては、必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。</u></p> <p>また、万一<u>指定緊急避難場所</u>が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>指定緊急避難場所</u>を目指す必要が生じること、<u>さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があること</u>についても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 津波避難丘等の<u>周知</u></p> <p>町は、<u>津波到来までに指定緊急避難場所</u>へたどり着けない場合を想定して、<u>指定緊急避難場所とは別に、一時緊急避難場所となる津波避難丘等についても</u>防災マップ等による周知に努める。</p>

② 指定避難所の指定			
○災害対策基本法の改正により、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正。（現行町計画でも避難場所と避難所の区分はある。）			
修正の要因となった災害	・ 東日本大震災（H23. 3）		
修正の根拠・理由等	・ 災害対策基本法の改正（H25. 6） ・ 防災基本計画の修正（H26. 1、H28. 5）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章 22節 3章 12節	2章 22節 3章 12節	2章 17節 3章 14節

■地震対策編 第2章

第2.2節 避難収容対策 第2 指定避難所の確保

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第2 <u>避難所</u>の確保</p> <p>1 <u>避難所</u>の指定と周知 町長は、災害により住居を失った住民を受入れるための避難収容施設をあらかじめ<u>選定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 <u>避難所</u>は、原則として公共<u>建築物</u>とするが、災害の状況に応じて他の公共施設も<u>避難所</u>として定めることができる。</p> <p>2 <u>避難場所</u>と<u>避難所</u>の違いの周知徹底 町は、<u>避難所</u>の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>避難所</u>と、緊急に避難する<u>避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 <u>避難所</u>の代替施設の指定 町は、<u>避難所</u>が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</p> <p>4 <u>避難所</u>の指定基準 <u>(1) 救援、救護活動を行えること。</u> <u>(2) 給水、給食等の救助活動ができること。</u> <u>(3) その他、被災者が生活する上で町長が適当であると認める場所。</u></p>	<p>第2 <u>指定避難所</u>の確保</p> <p>1 <u>指定避難所</u>の指定と周知 町は、<u>県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、災害により住居を失った住民を受入れるための<u>指定避難所</u>として、避難収容施設をあらかじめ<u>指定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 <u>指定避難所</u>は、原則として<u>町の公共施設</u>とするが、災害の状況に応じて他の公共施設も<u>指定避難所</u>として定めることができる。</p> <p>2 <u>指定緊急避難場所</u>と<u>指定避難所</u>の違いの周知徹底 町は、<u>指定避難所</u>の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>指定避難所</u>と、緊急に避難する<u>指定緊急避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 <u>指定避難所</u>の代替施設の指定 町は、<u>指定避難所</u>が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</p> <p>4 <u>指定避難所</u>の指定基準 <u>(1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</u> <u>(2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u> <u>(3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u> <u>(4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるもので</u></p>

	<p><u>あること。</u></p> <p><u>(5) その他、被災者が生活する上で町長が適当であると認める場所。</u></p>
--	---

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

■地震対策編 第3章

第12節 避難活動 第6 指定避難所の開設及び運営

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>第6 <u>避難所</u>の開設</p> <p>1 開設場所 <u>避難所</u>の開設場所は「第1編第2章第22節 避難収容対策」に掲載している。これらの<u>避難場所</u>が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の<u>避難所</u>への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。</p> <p>2 <u>避難所開設の連絡</u> (1) <u>避難所</u>を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。 (新設)</p> <p><u>(2) 各避難所</u>の開錠は、平日昼間等、施設が開いているときは各施設管理者とし、休日夜間等、施設が開いていないときは町職員又は施設職員及び教職員の内、いち早く<u>避難所</u>に到着した者が行う。</p> <p><u>(3) 町長が避難所</u>を開設したときは、次の事項を直ちに知事に報告する。 イ <u>避難所</u>開設の日時及び場所 ロ <u>避難所</u>数及び収容人員 ハ 開設期間の見込み (新設)</p>	<p>第6 <u>指定避難所</u>の開設及び運営</p> <p><u>町は、被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、できるだけ浸水や土砂災害などの危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</u></p> <p>1 開設場所 <u>指定避難所</u>の開設場所は「第1編第2章第22節 避難収容対策」に掲載している。これらの<u>指定避難所</u>が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の<u>指定避難所</u>への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。</p> <p>2 <u>指定避難所の開設</u> (1) <u>指定避難所</u>を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。 <u>(2) 町は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u> <u>(3) 各指定避難所</u>の開錠は、平日昼間等、施設が開いているときは各施設管理者とし、休日夜間等、施設が開いていないときは町職員又は施設職員及び教職員の内、いち早く<u>指定避難所</u>に到着した者が行う。 <u>(4) 町長が指定避難所</u>を開設したときは、次の事項を直ちに知事に報告する。 イ <u>指定避難所</u>開設の日時及び場所 ロ <u>指定避難所</u>数及び収容人員 ハ 開設期間の見込み <u>(5) 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p>

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

(4) 要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援

<p>① 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保</p> <p>○洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設については、その名称及び所在地、災害に関する情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に記載することとされた。</p> <p>○洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い、必要な記載を追加。</p> <p>○施設の所有者等が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には、施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴い、必要な記載を追加。</p>			
修正の要因となった災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東・東北豪雨災害（H27.9） ・ 平成28年台風第10号災害（H28.8） 		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法・土砂災害防止法の改正（H27.5、H29.5） ・ 防災基本計画の修正（H28.2、H30.6） 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	2章1節・6節 ・9節

■風水害対策編 第2章

第1節 風水害に強いまちづくり 第1 水害予防対策

現行（H26年2月）	修正（案）
（新設）	<p><u>5 洪水浸水想定区域の指定等</u></p> <p><u>(1) 洪水浸水想定区域の指定</u></p> <p>（P22 ④洪水浸水想定区域の指定等 に記載）</p> <p><u>(2) 町地域防災計画への浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の名称等の記載</u></p> <p><u>町は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものと認める場合には、町地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。施設名称等は資料編「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」を参照。</u></p>

■風水害対策編 第2章

第1節 風水害に強いまちづくり 第3 土砂災害予防対策

現行（H26年2月）	修正（案）
（新設）	<p>2 災害予防対策</p> <p><u>(8) 町地域防災計画への土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称等の記載</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町地域防災計画に定める。施設名称等は資料編「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」を参照。</u></p>

■風水害対策編 第2章

第9節 企業等の防災対策の推進 第2 企業等の役割

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 企業等の活動 （新設）</p>	<p>1 企業等の活動</p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。</u></p> <p><u>特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。</u></p> <p><u>また、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。</u></p>
<p>2 町及び防災関係機関の役割 （新設）</p>	<p>2 町及び防災関係機関の役割</p> <p><u>(4) 避難確保計画に対する助言及び指導</u></p> <p><u>町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p><u>また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支</u></p>

	<p><u>援を行うとともに、町は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。</u></p>
--	---

1-3. 被災者保護対策の改善

避難所における生活環境の確保など、被災者保護対策は、東日本大震災の教訓を踏まえて大きく改善されてきているが、平成28年の熊本地震において、新たな課題が明らかになった。近年の災害による教訓等を受けた防災基本計画の修正等を反映して次のような修正を行う。

① 避難所における生活環境の整備等			
<p>○災害対策基本法の改正により、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて修正。現行の町計画では、生活環境の整備に関する包括的な記載はあるが、避難所の環境整備、避難所外避難者への対応についての記載を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに記載している事項もあるが、新たな事項を盛り込み、(1) 避難所の運営、(2) 避難所の環境維持、(3) 男女共同参画の項目でまとめて記載。 ・上記(1)には、在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援についても記載。 <p>○福祉避難所の設置協力に関する協定等の締結を踏まえ、福祉避難所の確保について記載を充実。</p>			
修正の要因となった災害	・熊本地震（H28.4）など		
修正の根拠・理由等	・防災基本計画の修正（H26.1、H28.5、H29.4）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章22節 3章12節	2章22節 3章12節	2章17節 3章14節

■地震対策編 第3章

第12節 避難活動 第6 指定避難所の開設及び運営

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(4) <u>避難所</u>の運営 <u>避難所</u>の運営は「避難所開設・運営マニュアル」<u>のとおりとする。</u></p> <p>(新規)</p>	<p><u>5 指定避難所</u>の運営 <u>指定避難所</u>の運営は、<u>特に、次のことに配慮して「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行う。</u></p> <p><u>(1) 指定避難所の運営</u></p> <p><u>イ 相談窓口の設置</u> <u>町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。</u> <u>なお、女性や子ども特有の生活・安全・健康に関する相談等に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</u></p> <p><u>ロ 自主防災組織やボランティアとの協力</u> <u>町は、自主防災組織やボランティア組織、避難所運営について専門性を有する外部支援者と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。</u></p> <p><u>ハ 自治的な組織運営への移行</u></p>

	<p><u>町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u></p> <p><u>ニ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>町は、避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に報告・提供する。</u></p> <p><u>(2) 避難所の環境維持</u></p> <p><u>イ 良好な生活環境の維持</u></p> <p><u>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>ロ 健康状態・衛生状態の把握</u></p> <p><u>町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>ハ 愛玩動物への対応</u></p> <p><u>町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。</u></p> <p><u>(3) 男女共同参画</u></p> <p><u>イ 避難所運営への女性の参画促進</u></p> <p><u>町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するなど参画を推進し、特に、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p><u>ロ 男女のニーズの違いへの配慮</u></p> <p><u>町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <p><u>特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p><u>ハ 運営参加者への配慮</u></p>
--	---

	<p><u>町は、避難者が運営に参加する場合は、“性別に基づく固定的な役割分担意識”によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</u></p>
--	--

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

② 避難所における愛玩動物の対策			
○避難所におけるペットの取り扱いについて、衛生面に配慮しながらも、可能な限り同行避難者の受入体制を整備することについては既に記載されている。防災基本計画での記載の充実を踏まえて、平常時から、飼い主に対して同行避難の必要性や避難所での適切な飼育管理について普及啓発を行う旨の記載を追加。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正 (H26. 1) ・ 県地域防災計画の修正 (H29. 2) 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章 22節	2章 22節	2章 17節

■地震対策編 第2章

第2 2節 避難収容対策 第4 指定避難所における愛玩動物の対策

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>第4 <u>避難所</u>における愛玩動物の対策</p> <p>町は、<u>避難所</u>におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所で係留又はケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所開設・運営マニュアル等に記載する。</p>	<p>第4 <u>指定避難所</u>における愛玩動物の対策</p> <p>町は、<u>指定避難所</u>におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所で係留又はゲージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所開設・運営避難マニュアル等に記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。</p>

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

③ 安否情報の提供			
○災害対策基本法の改正により、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう法的根拠と、あわせて提供にあたっての配慮事項が明確にされたことを踏まえて、その旨の記載を追加。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正（H25.6） ・ 防災基本計画の修正（H26.1） 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章2節	3章2節	3章4節

■地震対策編 第3章

第2節 災害広報活動 第4 安否情報

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第4 安否情報</p> <p>町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p><u>なおその場合、</u>個人情報管理を徹底するよう努める。</p>	<p>第4 安否情報</p> <p>町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p><u>この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u></p> <p><u>なお被災者の中に、居所等を知られることにより危害を加えられる恐れがあるなどの理由から、情報を開示することが望ましくないと判断される者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。</u></p>

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

1-4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化

東日本大震災以降の大規模災害の教訓を踏まえ、防災基本計画や県地域防災計画において、地方公共団体の災害応急対応体制の強化を図るための修正が行われた。それらを反映して次のような修正を行う。

① 県の広域防災拠点・圏域防災拠点との連携			
○県地域防災計画において、広域防災拠点・圏域防災拠点の位置づけ等が明記されたことを受けて、町の防災拠点の整備における連携を追加。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	・ 県地域防災計画（H27.2）、県の施策		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章16節	2章16節	2章12節

■地震対策編 第2章

第16節 防災活動拠点等の整備 第5 防災拠点の整備

現行（H26年2月）	修正（案）
第5 防災拠点の整備 町は、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点及び物資輸送等の救援活動拠点の確保に努める。	第5 防災拠点の整備 町は、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点及び物資輸送等の救援活動拠点の確保に努める。 <u>また、災害の規模や状況に応じて県の圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、町の防災拠点施設である防災倉庫とそれらの拠点との連携に努める。</u>

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

② 災害現場での実働組織間の調整			
○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁、自衛隊等の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことについて明記されたことを受けて、町計画に必要な事項を追加。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	・ 防災基本計画の修正 (H27.7)		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章3節	3章3節	3章5節

■地震対策編 第3章

第3節 防災活動体制 第12 関係機関の連携

現行 (H26年2月)	修正 (案)
<p>第12 関係機関の連携</p> <p>災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。</p> <p>災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。</p> <p>町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。</p>	<p>第12 関係機関との連携</p> <p>災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。</p> <p>災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。</p> <p>町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。</p> <p><u>また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互連携・協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p>

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

③ 巨理町業務継続計画（BCP）の策定

○巨理町業務継続計画（BCP）の策定（令和2年度予定）を受け、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うことを追記。

修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正（H28.2） ・ 県地域防災計画の修正（H29.2）、町の施策 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章15節	2章15節	2章11節

■地震対策編 第2章

第15節 職員の配備体制 第8 業務継続計画（BCP）

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 業務継続性の確保</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の<u>策定</u>等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 業務継続体制の確保</p> <p>町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>また、一部の<u>関係課</u>への業務集中に対応するため、他の<u>部署</u>からの応援等フォロー体制を整える。</p> <p>（新設）</p> <p>2 電源及び非常用通信手段の確保対策（略）</p> <p>3 データ管理の徹底（略）</p> <p>4 職員のメンタルヘルスケア（略）</p>	<p>1 業務継続性の確保</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の<u>活用</u>等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 業務継続体制の確保</p> <p>町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>また、一部の<u>災害対策部・班</u>への業務集中に対応するため、他の<u>部・班</u>からの応援等フォロー体制を整える。</p> <p><u>(3) 業務継続体制の検証</u></p> <p><u>町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。</u></p> <p>2 電源及び非常用通信手段の確保対策（略）</p> <p>3 データ管理の徹底（略）</p> <p>4 職員のメンタルヘルスケア（略）</p>

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

④ 躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時からの全庁を挙げた体制の構築			
○台風第 10 号災害（平成 28 年）の教訓を踏まえ、防災基本計画において、市町村が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み、業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため、必要な記載を追加。			
修正の要因となった災害	・平成 28 年台風第 10 号災害（H28. 8）		
修正の根拠・理由等	・防災基本計画の修正（H29. 4）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	—	—	2 章 16 節

■風水害対策編 第2章

第16節 避難対策 第2 避難誘導體制

現行（H26 年 2 月）	修正（案）
第 2 避難誘導體制 （略）	第 2 避難誘導體制 （略） また、 <u>町は、躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u>

⑤ 緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策

○平成26年11月改正の災害対策基本法が根拠規定となって、防災基本計画において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令、また運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動すること等が可能となったことを踏まえ、必要な箇所を修正。

○上記の道路管理者の行う緊急通行車両の通行を確保するための措置について、港湾管理者、漁港管理者についても行うことができることが示されたため、必要な箇所を修正。

修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正（H26.11、H28.5） ・ 防災基本計画の修正（H27.7、H29.4） 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	3章10節	3章10節	3章12節

■地震対策編 第3章

第10節 交通・輸送活動 第2 交通規制

現行（H26年2月）	修正（案）
5 緊急交通路確保のための措置 (1) 交通管制施設の復旧 (2) 放置車両の撤去 (3) 運転者等に対する措置命令 (4) 自衛官、消防職員の措置 (新設)	5 緊急交通路確保のための措置 (1) 交通管制施設の復旧 (2) 放置車両の撤去 (3) 運転者等に対する措置命令 (4) 自衛官、消防職員の措置 <u>(5) 道路管理者又は漁港管理者の措置</u> <u>道路管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。</u> <u>また、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</u>

注) 1. 津波対策編、風水害対策編も同様である。

2. 本町には港湾はないため、「港湾管理者」については記載していない。

1-5. 地域（コミュニティ）の防災活動の推進

住民一人一人や個々の企業等、あるいは地域としての防災活動が果たす役割の重要性を踏まえて、防災基本計画等において関連する記載の充実が図られてきており、それらを反映して次のような修正を行う。

① 地区防災計画			
○災害対策基本法改正により、自発的な防災活動を促進しボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の居住者等からの提案等によるコミュニティレベルの計画である「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることができる旨規定された。 地区防災計画の規定の記載は現行の町計画にあるので、地区防災計画の概要等を追加・充実。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正（H25.6） ・ 防災基本計画の修正（H26.1） 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章11節	2章10節	2章7節

■地震対策編 第2章

第11節 地域における防災体制 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>町は、自主防災組織が作成する地区防災計画の作成を支援する。</p>	<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>町は、自主防災組織等による地区内の自発的な防災活動に関する計画の作成を支援する。また、計画を町地域防災計画に位置づけるよう自主防災組織等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画として定める。</p>

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

② 企業等の役割の強化

○災害対策基本法改正により、地域の住民、企業、ボランティア、関係団体等多様な主体が協働して災害対策に取り組むよう各主体の責務、特に企業等の事業継続上の取組みが明確化された。県計画の記載を踏まえ、企業等のリスクマネジメントの実施、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等の取組み、企業等の防災組織の強化等について追加。

修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正（H25. 6） ・ 防災基本計画の修正（H30. 6） 		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章13節	2章12節	2章9節

■地震対策編 第2章

第13節 企業等の防災対策の推進 第2 企業等の役割

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>防災活動を推進する必要がある。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。<u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。</u></p> <p>(3) 事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>(4) 帰宅困難者対策の実施</p>	<p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。</p> <p>また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める<u>とともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。</u></p> <p>(3) 事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>(4) 帰宅困難者対策の実施</p>

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

1-6. 災害復旧・復興への備えの強化

近年の災害の教訓から、迅速な復旧・復興が重要な課題の一つとなり、これに対応した取組みが強化された。

(1) 早期の生活再建に向けた取組みの強化

① 罹災証明書の交付体制等の整備			
○熊本地震での教訓を踏まえ、防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため、体制の整備等必要な記載を追加。			
修正の要因となった災害	・熊本地震（H28.4）		
修正の根拠・理由等	・防災基本計画の修正（H29.4）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	4章2節	4章2節	4章2節

■地震対策編 第4章

第2節 生活再建支援 第2 住宅に関する各種調査、第3 罹災証明書等の交付

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>（新設）</p> <p>第2 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を実施するため、<u>発災後早期に罹災証明書の交付体制</u>を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書を交付する。</p> <p><u>また、被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため被災者台帳を作成する。</u></p>	<p>第2 住宅に関する各種調査 <u>町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県はその活動の支援に努める。</u> <u>また、町は住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第3 罹災証明書等の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を<u>早期に実施</u>するため、<u>住家被害の調査や罹災証明書等交付の担当部局をあらかじめ定めること、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めることなどにより、罹災証明書等交付に必要な業務の実施体制</u>を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書等を交付する。 <u>罹災証明書等の証明の範囲は、住家被害のほか、事業所の被害、農地の被害等を含む。</u></p>

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

(2) 災害廃棄物処理体制の強化

① 町災害廃棄物処理計画の策定			
○廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正により、仮置き場の確保や災害廃棄物の処理体制、民間事業者との連携のあり方等を災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されたことを受けて、町災害廃棄物処理計画の策定、処理体制、仮置き場の設置など廃棄物処理の基本的事項を追加し記載を充実。			
修正の要因となった災害	・ 東日本大震災（H23. 3）		
修正の根拠・理由等	・ 廃棄物処理法・災害対策基本法の改正（H27. 7） （※廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律） ・ 防災基本計画の修正（H28. 2）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章26節 3章21節	2章26節 3章20節	2章21節 3章23章

■地震対策編 第2章

第26節 廃棄物対策 第1 目的、第2 処理体制、第3 主な措置内容

現行（H26年2月）	修正（案）
第1 目的 （略） 第2 処理体制 1 町の役割 町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、災害時の <u>広域的な</u> 相互協力体制を <u>整備する</u> 。	第1 目的 （略） 第2 処理体制 1 町の役割 町は、迅速に災害応急対策を推進するため、 <u>互理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めるとともに、</u> 廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、 <u>近隣の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法の検討と</u> 災害時の相互協力体制の <u>整備に努める</u> 。 <u>災害廃棄物処理は、可能な限り地域内で処理することを原則とし、互理名取共立衛生処理組合と連携して取組みを進める。</u> （略） 2 県の役割 <u>県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</u> （略）
第3 主な措置内容 1 緊急出動体制の整備（略） 2 応急体制の確保（略）	第3 主な措置内容 1 緊急出動体制の整備（略） 2 応急体制の確保（略）

注）津波対策編、風水害対策編も同様である。

■地震対策編 第3章

第21節 廃棄物処理活動 第3 災害廃棄物

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 収集</u> がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。</p> <p>(石綿の処理についての記載→4処理の最後に移動)</p> <p><u>2 処理</u> 原則として<u>亶理清掃センター</u>で処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亶理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。</p> <p><u>なお、これに並行して一時仮置も検討する。</u></p>	<p><u>1 災害廃棄物処理の基本方針</u></p> <p>(1) <u>損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。</u></p> <p>(2) <u>町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u></p> <p>(3) <u>県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u></p> <p><u>2 災害廃棄物の処理体制</u></p> <p>(1) <u>町は、町地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正に行う。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、町は県に対して支援を要請する。</u></p> <p>(3) <u>県は、町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</u></p> <p>(4) <u>県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。</u></p> <p><u>3 収集</u> <u>町は、がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。災害廃棄物の分別は、原則として発生場所で行う。</u></p> <p><u>また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。</u></p> <p><u>4 処理</u> 原則として<u>岩沼東部環境センター</u>で処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亶理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。</p> <p><u>短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分</u></p>

<p>仮置場は「第1編第3章第19節 障害物の除去」を準用する。 <u>また、再利用が可能なものは、極力再資源化、再利用に努める。</u></p>	<p><u>が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保し一時仮置を行う。</u>仮置場は「第1編第3章第19節 障害物の除去」を準用する。 <u>処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</u> (石綿の処理についての記載 (略))</p>
--	--

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

1-7. その他

(1) 原子力災害対策

本町は、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」（原子力施設から概ね 30km 圏）に定める地域に含まれておらず、町民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、原子力災害が発生した場合には、広域からの避難を受入れることも想定される。

① 原子力災害発生時の広域避難の受入れ			
○「宮城県避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」では、原子力災害が発生した場合の関係市町の圏外への避難先の割り振りを定めており、本町は東松島市から避難者を受け入れることとされている。これを受けて、「第9 他市町村からの避難の受入れ」の項目を追加し、受け入れ体制や手続きについて協議する旨を記載。			
修正の要因となった災害	—		
修正の根拠・理由等	・宮城県避難計画[原子力災害]作成ガイドライン（H26.12）		
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	5章	—	—

■地震対策編 第5章

第9 他市町村からの避難の受入れ

現行（H26年2月）	修正（案）
（新設）	<p><u>第9 他市町村からの避難の受入れ</u> <u>「宮城県避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」では、原子力発電所から概ね 30km 圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を含む関係市町の圏外への避難先の割り振りを定めており、本町は東松島市から避難者を受け入れることとされている。</u> <u>町は、「原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定」に基づき、東松島市と受入れに関する体制や手続き等について協議し、具体的に定めておく。</u></p>

2. 本町の施策の進捗や状況を踏まえた修正

本町の施策の進捗や本町に係る状況の変化を踏まえた修正箇所は多く、全編・各章に広がっている。その中で、施策の進捗や状況の変化を踏まえて、次のような事項についてはまとまった修正を行った。

① 情報通信の整備			
<p>○災害対応に重要な役割を果たす情報通信については、ICT（情報通信技術）の進展及びそれに対応した町施策の進捗により、その状況は徐々に変化してきているため、記載を再整理した。</p> <p>○予防対策では、現状に即した整備の方向を示すとともに、留意すべき事項等を追加した。</p> <p>○応急対策では、現状に即して災害時の通信連絡手段を整理するとともに、有線通信が途絶した場合の措置等を更新・整理した。</p>			
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章14節 3章1節	2章14節 3章1節	2章10節 3章3節

■風水害対策編 第2章

第10節 情報通信網の整備

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第2 <u>各種通信手段の整備</u> 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握し、緊急情報連絡を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>5 <u>防災無線</u> 現在町には、宮城県防災行政無線通信施設及び亶理町防災行政無線施設（同報系）、亶理町地域防災無線（移動系）がある。</p> <p>6 <u>屋外拡声機（同報系）</u> 町から住民への情報伝達のための施設であり、未整備地区へ設置する。</p> <p>（新設）</p> <p>7 <u>携帯電話</u> 通常の電話が使えない場合あるいは連絡がとれない場合に、活用する。</p> <p>8 <u>インターネット・パソコン通信等</u> 災害FMラジオ（FMあおぞら）及びインターネットのホームページやEメール（亶理町メー</p>	<p>第2 <u>情報伝達ルートの多重化</u> 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p> <p>第3 <u>町防災行政無線の整備</u> 町には、宮城県防災行政無線通信施設及び亶理町防災行政無線施設（同報系）、亶理町地域防災無線（移動系）があり、デジタル化されている。亶理町防災行政無線（同報系）については、町から住民への情報伝達のための屋外拡声器を整備するとともに、一部戸別受信機を設置している。 消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容を屋外拡声器等で住民に伝達する。</p> <p>第4 <u>地域住民等に対する通信手段の整備</u> 1 <u>地域住民等からの情報収集体制の整備</u> 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報</p>

<p>ル配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）<u>等による情報提供を活用する。</u> (略)</p>	<p><u>等の収集体制の整備に努める。</u> 2 <u>情報伝達手段の確保</u> 町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、FMラジオ等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話、衛星携帯電話、町ホームページ、メール（互理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）、<u>ソーシャルメディア等災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</u> <u>また、広報車やサイレン等を利用する情報伝達手段も活用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(略) 第7 <u>非常用電源の確保</u> 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、<u>非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。</u>また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第8 <u>大容量データ処理への対応</u> 町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、<u>通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。</u> <u>なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。</u></p>

■風水害対策編 第3章

第3節 通信・放送施設の確保

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>(新設) 第3 <u>災害時の通信手段</u> 1 <u>公衆電気通信施設の優先的利用</u>（本文略） 2 <u>専用通信施設</u>（本文 略）</p>	<p>第3 <u>県防災行政無線施設</u> 県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、<u>そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。</u> <u>また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。</u> <u>さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。</u></p>

<p>3 災害時優先電話の利用 (本文 略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 非常無線通信 (略)</p> <p>(表 無線通信局、タクシー無線 略) (非常通信の利用方法 略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 災害時の通信連絡</p> <p>1 通信連絡手段</p> <p>災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p> <p>2 災害時優先電話の利用</p> <p>一般の加入電話を利用し通信を確保する際、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。災害時優先電話は、災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づき NTT 東日本が特定の機関に設置した電話である。なお、災害が発生した場合は、この電話を発信専用電話として利用する。</p> <p>3 有線通信が途絶した場合の措置</p> <p>災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、各種の無線通信施設を利用する。</p> <p>(1) 県、近隣市町村及び防災関係機関との通信連絡</p> <p>県、近隣市町村、関係機関との連絡は、宮城県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、非常無線、伝令の派遣等により行う。</p> <p>(2) 町各部(出先機関)との連絡</p> <p>町出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、町防災行政無線により行う。また、孤立防止用無線電話、伝令の派遣(自転車・オートバイ利用もしくは徒歩)、県タクシー協会無線(タクシー無線)・アマチュア無線その他適当な手段により行う。</p> <p>(3) 非常無線通信の利用</p> <p>被災等により有線通信が使用不能となり、かつ町防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、警察事務、消防事務、電気事業を行う機関の保有する無線、放送局の保有する無線及びその他の無線を利用し、災害に関する通信の確保を図る。関係機関等へは、あらかじめ利用協力を求めている。</p> <p>(表 無線通信局 略) (非常通信の利用方法 略)</p> <p>4 被災者等の通信連絡手段</p> <p>(1) 安否情報の登録・確認</p> <p>次の安否情報の登録・確認は、通信のふくそう下でも利用でき、ふくそうを回避す</p>
--	---

る手段としても有効である。

通信手段	特 徴
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

(2) 災害時特設公衆電話

通信手段	特 徴
災害時特設公衆電話	災害発生時の通信手段として、避難所等に東日本電信電話(株)により設置される。事前設置(回線構築)が行われており、避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。

注) 風水害対策編第3章「第3節 通信・放送施設の確保」に該当する項目は、地震対策編及び津波対策編の第3章にはなかったため、第1節 情報の収集・伝達に「第5 通信・放送手段の確保」を追加して記載。内容は風水害編と同様。

② 医療救護・福祉体制の整備			
○予防対策では、県計画の記載を踏まえ、現状に即して災害時医療体制の整備を更新・整理するとともに、宮城県災害派遣福祉チームの創設を受けて福祉支援体制の整備を追加した。			
○応急対策では、対策の概要を4区分の時間軸で取り組み内容を示すとともに、救護所の設置・運営、医療救護所の設置・運営、医療救護班の編成及び活動内容を整理・明確にした。また、災害医療コーディネーターの位置づけ、救急患者等の搬送体制の記載の充実を行った。			
主な修正箇所	地震	津波	風水害
	2章18節 3章8節	2章18節 3章8節	2章14節 3章11節

■地震対策編 第2章

第18節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

現行（H26年2月）	修正（案）
<p>第2 災害時医療体制の整備 （新設）</p> <p>1 救護班 災害の規模により、保健師による救護班を編成し、救護所及び医療救護所を設置して応急医療と保健指導を行う。そのため、日頃から互理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第2 災害時医療体制の整備</p> <p><u>1 町の医療救護体制の整備</u></p> <p><u>(1) 災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部、災害対策民生部各班内、医療救護班内の連絡体制を整備し、情報集約や組織決定がスムーズに行える体制にする。</u></p> <p><u>(2) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>(3) 医療救護体制について、県が設置した県地域災害医療支部（仙台保健福祉事務所（塩釜保健所 岩沼支所））への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者が避難する福祉避難所（協定により設置）、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となった場合に備え、県地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することができるよう、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。</u></p> <p><u>2 救護所及び医療救護所の指定</u></p> <p><u>(1) 町は、指定避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて救護所を設定し、保健師等による応急処置および保健指導を行う。</u></p> <p><u>(2) 町は、（一社）互理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会等の協力を得て、医療救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から（一社）互理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会と協議し、協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。（略）</u></p> <p><u>第7 在宅要医療患者の医療救護体制</u></p> <p><u>町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できる</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>ように、医療体制を確認しておく。</u></p> <p>第11 福祉支援体制の整備</p> <p><u>大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。</u></p> <p><u>このため、県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(略)を基盤として、避難所の高齢者、障害者、幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p><u>町は、地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備するとともに、災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。</u></p> <p><u>また、町は、災害時に必要な場合は、災害派遣福祉チームの派遣を県に要請し、派遣後は避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。</u></p>
-------------	--

注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

■地震対策編 第3章

第8節 医療救護活動

現行 (H26年2月)	修正(案)
<p>第1 目的 (本文 略) (新設)</p> <p>第2 医療救護の実施要領</p> <p><u>1 医療救護の対象者(災害救助法を適用した場合に順ずる)(略)</u></p> <p><u>2 医療救護の範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>診 察</u> ・ <u>薬剤又は治療材料の支給</u> ・ <u>処置、手術その他治療及び施術</u> ・ <u>病院又は診療所への収容</u> ・ <u>看 護</u> ・ <u>助産(分娩介助等)</u> <p><u>3 医療救護の期間(略)</u></p> <p><u>4 医療救護班の編成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、亘理郡医師会に要請し、医療救護班(医師1名、看護師2名、事務1名)を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。</u> ・ <u>医療救護班は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。</u> ・ <u>医療救護班が不足する場合は、日赤救護班及び県医療救護班の応援を要請し、その場</u> 	<p>第1 目的 (本文 略) <u><対策の概要>(表 略)</u></p> <p>第2 医療救護活動</p> <p><u>1 救護所の設置・運営</u></p> <p><u>町は、災害の種類や状況に応じて救護所を設定する。救護所においては、保健師等は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行し、要配慮者の把握、応急処置、保健指導に努める。要配慮者等を把握したら速やかに、災害対策本部、災対民生部、災対民生部医療救護班に報告をする。</u></p> <p><u>緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。</u></p> <p><u>2 医療救護所の設置・運営</u></p> <p><u>町は、災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、医療救護所を設置し、医療救護所に必要とする医療用資機材の設置等を行う。</u></p> <p><u>医療救護所設置について県地域災害医療支部へ電子メール等により速やかに報告する。また、医療救護所の設置後速やかに広報車や防災無線その他実情にあった方法で開設状況を住民に広報する。</u></p> <p><u>3 医療救護班の編成</u></p>

<p><u>合には町の医療救護班を含めて編成する。</u></p> <p>医療救護班は、次の活動を重点的に行う。 (略) (新設)</p> <p>(新設) ※救急搬送の知事への要請の簡単な記載あり。</p>	<p><u>町は、(一社) 互理郡医師会、(一社) 岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会に対し、協定に基づき、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の協力等を要請し、医療救護班を編成する。</u></p> <p><u>4 医療救護班の活動 (本文 略)</u></p> <p><u>7 災害医療コーディネーターの役割</u> <u>県は県地域災害医療支部 (岩沼支部) の拠点となる災害拠点病院を「総合南東北病院」とし、所属する医師を災害医療コーディネーターとして委嘱され、コーディネーターは地域内の医療の調整にあたる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第5 救急患者等の搬送体制</u></p> <p><u>1 医療救護所への搬送</u> <u>被災現場から救護所までの搬送は、次のいずれかの方法により行う。</u> <u>(1) 救出に当たった救出班が、救急車、その他の車両で搬送する。</u> <u>(2) 自主防災組織及び地区住民等の協力いただける町民に要請し、搬送する。</u></p> <p><u>2 町内医療機関への搬送</u> <u>医療救護所から町内医療機関等への搬送は、いずれかの方法により行う。</u> <u>(1) 医療救護班が消防班に配車・搬送を要請し、救急車その他の車両で搬送する。</u> <u>(2) 公用車で町職員が搬送する。</u> <u>(3) 搬送車両が不足し、緊急を要する場合は、医療救護班から町へ応援要請を行う。</u></p> <p><u>3 災害拠点病院等への搬送</u> <u>町内の医療機関で治療できない場合は、原則として救急車で搬送する。これが大規模災害等により医療機関への搬送が困難な場合は、医療救護班から町に報告をする。必要に応じて町は、県や警察、あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を県に要請する。</u></p>
--	---

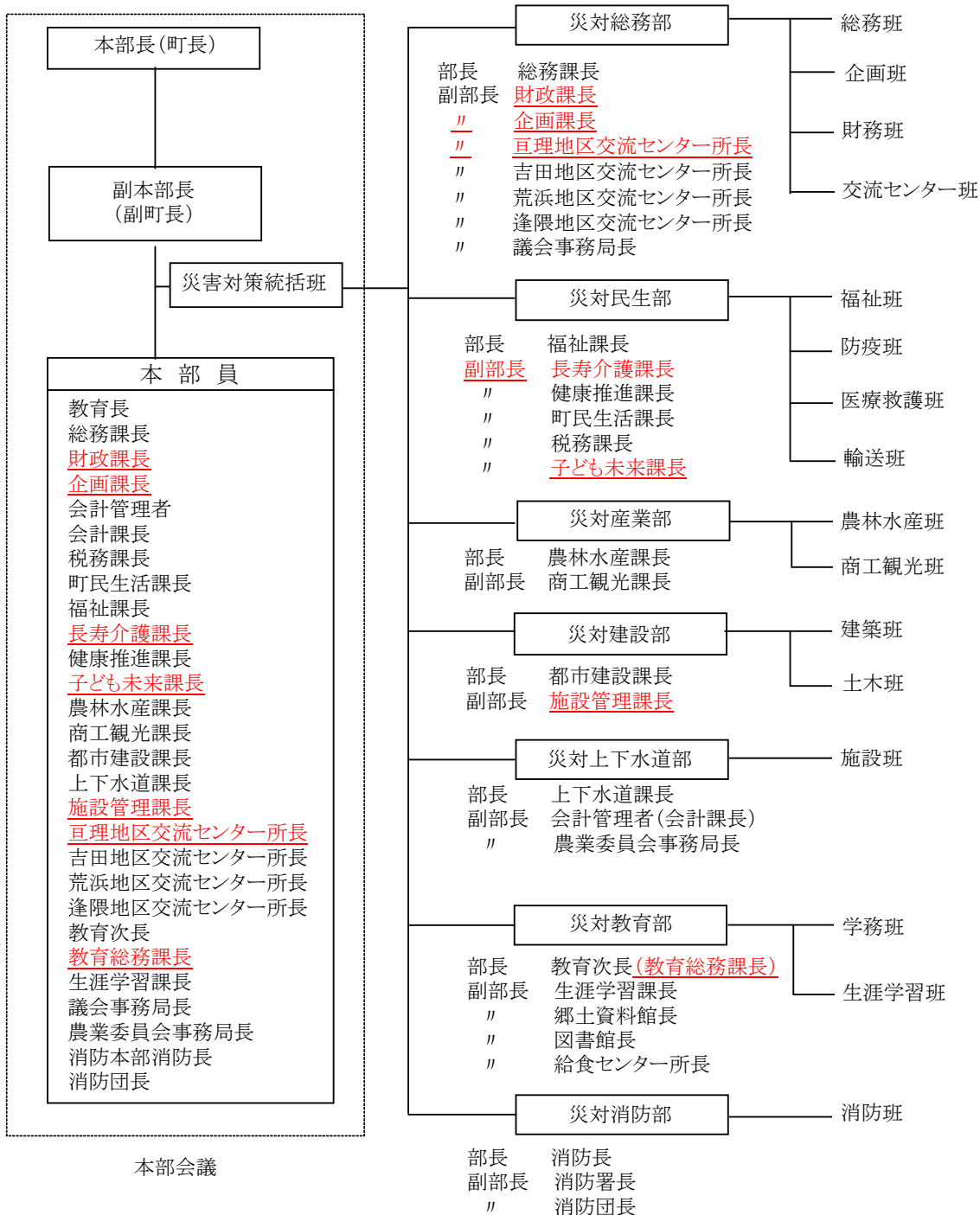
注) 津波対策編、風水害対策編も同様である。

3. 関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正

各機関の組織体制、及びそれらが担う防災・災害対処に関する事務又は業務の大綱等については、県計画の記載に即して修正を行った。

また、令和2年度から、本町行政機構の変更が予定されていることから、災害対策本部等の防災活動体制について、それらに合わせた修正を行うとともに、実際の災害応急対策時の組織体制に即し、各編第3章においては災対部名（主な担当課）の表記とした。

●令和2年度からの災害対策本部編成図



●各編第3章における災対部名（主な担当課）の表記

■地震対策編 第3章 第14節 相談活動

主な実施担当	<u>災対民生部（町民生活課）</u>
防災関係機関等	宮城県

第1 目的

町は、大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等からの各種相談、要望等に対応するために相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 相談窓口の設置

災害発生後、速やかに被災者等からの相談や問い合わせに対応するため、災対民生部（町民生活課）を担当とする総合的な窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、行政組織の各担当へ振り分ける。

（以下 略）

M E M O

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.